



## 公 告

### 任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条2項の規定による任意継続被保険者の保険料算定に係る標準報酬月額について、下記のとおり公告いたします。

#### 記

- ・令和7年度の任意継続被保険者の標準報酬月額については、次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額をもってその者の標準報酬月額とします。

なお、適用期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日とします。

- ① 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
- ② 令和6年9月末現在の当健康保険組合の全被保険者の標準報酬月額の平均額(※)

(※) 令和7年度 標準報酬月額平均 340,000円

⇒令和6年12月5日付 公告：第2024-11号を参照ください

以 上